

「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づく 第7回日本国国別報告書



2017年12月

日本国

目次

はじめに	1
エグゼクティブサマリー	3
第 1 章 温室効果ガスの排出と吸収に関連のある国家の状況	15
1.1 政府機関	16
1.1.1 行政機構	16
1.1.2 地球温暖化対策関連予算	17
1.2 人口・世帯	18
1.2.1 人口構造	18
1.2.2 人口分布	19
1.2.3 世帯数	20
1.3 国土利用	21
1.4 気候	22
1.4.1 平均的な気候の概要	22
1.4.2 気温	24
1.4.3 降水量	25
1.5 産業・経済	27
1.5.1 国内総生産	27
1.5.2 労働力人口	30
1.6 エネルギー	31
1.6.1 エネルギーバランス・フロー	31
1.6.2 燃料種別一次エネルギー国内供給と自給率の推移	32
1.6.3 エネルギー消費	33
1.6.4 一人あたり一次エネルギー総供給及び一次エネルギー総供給の GDP 原単位	33
1.6.5 電源種別発電電力量の推移	34
1.6.6 エネルギー価格	35
1.7 運輸	35
1.7.1 旅客	35
1.7.2 貨物	36
1.7.3 自動車	37
1.8 住宅・商業用施設	39
1.8.1 住宅数	39
1.8.2 住宅施設延床面積	40
1.8.3 商業用施設延床面積	40
1.9 廃棄物	41
1.9.1 循環型社会	41
1.9.2 一般廃棄物	42
1.9.3 産業廃棄物	43
1.10 農林業	44
1.10.1 農業	44
1.10.2 林業	45

第 2 章 温室効果ガス排出量とトレンドの情報	47
2.1 温室効果ガスの排出・吸収量の状況	48
2.1.1 温室効果ガスインベントリの概要	48
2.1.2 温室効果ガス総排出・吸収量の推移	49
2.1.3 温室効果ガス別の排出・吸収量の推移	52
2.1.4 分野別の温室効果ガス排出・吸収量の推移	61
2.1.5 エネルギー起源 CO ₂ 排出量の増減要因分析	67
2.1.6 前駆物質及び硫黄酸化物の排出量の推移	74
2.1.7 京都議定書第 3 条 3 及び 4 の活動による排出・吸収状況	75
2.1.8 キーカテゴリー分析	85
2.2 国家インベントリ取り決めの概要情報	88
2.2.1 インベントリ作成のための制度的取り決め	88
2.2.2 インベントリ作成に関わる各主体の役割・責任	89
2.2.3 インベントリ作成プロセス	91
2.2.4 インベントリの再計算プロセス	92
2.2.5 QA/QC プロセス	93
2.2.6 NC6/BR2 からの国家インベントリ取り決めの変更	94
2.3 国家レジストリの状況	95
第 3 章 政策・措置	99
3.1 政策立案プロセス	100
3.1.1 温暖化対策推進の全体枠組み	100
3.1.2 地球温暖化対策計画の推進体制	100
3.1.3 地球温暖化対策計画の進捗管理	100
3.2 緩和行動に関する政策措置とその効果	101
3.2.1 我が国の地球温暖化対策の目指す方向	101
3.2.2 地球温暖化対策の基本的考え方	102
3.2.3 政策・措置の情報	103
3.2.4 京都議定書に基づく政策措置	145
3.3 既に実施していない政策措置	146
第 4 章 将来予測	147
4.1 予測	148
4.1.1 予測シナリオ	148
4.1.2 温室効果ガス総排出量の予測	148
4.1.3 ガス別の予測	149
4.1.4 分野別の予測	152
4.1.5 間接 CO ₂	153
4.2 政策措置の統合効果の評価	153
4.3 京都議定書の第 6, 12, 17 条の下でのメカニズムに関する補足情報	154
4.4 将来予測の推計方法	154
4.4.1 主要変数及び前提	154
4.4.2 エネルギー分野	154
4.4.3 IPPU 分野	157
4.4.4 農業分野	158

4.4.5 LULUCF 分野	158
4.4.6 廃棄物分野	159
4.5 感度分析	159
4.6 NC6/BR2 における将来予測との差異	160
4.6.1 推計方法の変更点	160
4.6.2 将来予測結果の比較	160
第 5 章 脆弱性の評価、気候変動による影響及び適応措置	161
5.1 気候変動の観測結果と将来予測	162
5.1.1 気温	163
5.1.2 降水量	165
5.1.3 積雪・降雪	167
5.1.4 海洋	168
5.1.5 海氷	168
5.1.6 台風	168
5.2 気候変動の影響評価	169
5.2.1 気候変動影響評価報告書	169
5.2.2 気候変動影響評価と社会的・経済的脆弱性との連関	175
5.3 適応の基本的な施策	176
5.3.1 適応計画の策定	176
5.3.2 分野別施策の基本的方向	177
5.4 モニタリング及び評価の枠組み	203
5.4.1 気候変動及びその影響の観測・監視	203
5.4.2 気候変動及びその影響の予測・評価	203
5.4.3 気候変動及びその影響の評価結果に基づく適応策の検討と計画的な実施	204
5.4.4 計画の進捗管理と見直し	204
5.5 適応行動の進捗と成果	204
第 6 章 資金・技術・能力開発支援	207
6.1 概要	208
6.2 非附属書 I 国への資金・技術・能力開発支援の把握のための国家的アプローチ	208
6.3 資金	209
6.3.1 気候変動の適応及び緩和に関し、非附属書 I 国のニーズに効果的に対処するための財源確保方策	209
6.3.2 多国間、二国間、地域間チャンネルを通じた支援	209
6.4 技術開発及び移転	225
6.4.1 低炭素技術のイノベーションと普及促進	225
6.4.2 適応策の事業化	226
6.4.3 技術の普及による海外における削減	226
6.4.4 技術開発及び移転支援の提供に関するプロジェクト	227
6.5 能力開発	233
6.5.1 ビジョン	233
6.5.2 適応のための具体的な取組	233
6.5.3 緩和のための具体的な取組	234
6.5.4 コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ（見える化パートナーシップ）	235
6.5.5 能力開発支援の提供に関するプロジェクト	235

第 7 章 研究及び組織的観測	237
7.1 研究及び組織的観測に対する総合政策並びに資金確保	238
7.2 研究	239
7.2.1 基本的考え方	239
7.2.2 重点分野	240
7.2.3 主な研究の内容	240
7.3 組織的観測	242
7.3.1 基本的考え方	242
7.3.2 重点分野	242
7.3.3 主な組織的観測の内容	243
 第 8 章 教育、訓練及び普及啓発	 249
8.1 政策・措置の考え方	250
8.2 環境教育・環境学習等の推進	250
8.2.1 概要	250
8.2.2 具体的施策	250
8.3 地球温暖化に関する普及啓発活動	252
8.3.1 概要	252
8.3.2 具体的施策	252
8.4 環境 NGO 等の支援	256
8.4.1 概要	256
8.4.2 具体的施策	256
 略語表	 259
 参考文献	 265

はじめに

1992年に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC。以下、「気候変動枠組条約」という。）」に先立ち、我が国は1990年に「地球温暖化防止行動計画」を策定し、その対策を進めてきた。その後、1997年には気候変動枠組条約第3回締約国会合（COP3）において京都議定書が採択され、我が国は「地球温暖化対策推進本部」を内閣に設置し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「京都議定書目標達成計画」の下、総合的かつ計画的な対策を講じ、京都議定書第一約束期間において排出削減目標を達成した。京都議定書第一約束期間後においても、COP16で採択されたカンクン合意に基づき、2020年度における温室効果ガス排出削減目標をCOP19で表明するとともに、COP19決定で示された自国が決定する貢献案（INDC）の作成を進め、2015年度に2030年度の中期削減目標を含む「日本の約束草案」を決定し、条約事務局に提出した。2015年12月22日に開催された第32回地球温暖化対策推進本部においては、「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、2030年度の削減目標の達成に向けて着実に取り組むこと、また、パリ協定等において2°C目標が世界の共通目標となり、この長期目標を達成するため排出と吸収のバランスを今世紀後半中に実現することを目指すこと等を踏まえ、我が国としても世界規模での排出削減に向けて、長期的、戦略的に貢献することを決定した。加えて、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画の策定や、同計画に即した政府実行計画の策定、及びその率先した取組の実施並びに国民運動の強化等を進めており、このような潮流の中、我が国は2016年11月にパリ協定を締結し、更なる地球温暖化対策を実施している。

気候変動枠組条約の第4条1および第12条1に基づき、各締約国は、条約下で各国に課せられた気候変動に関する約束に関する履行状況の確認等のため、定期的に国別報告書（National Communication：NC）を条約事務局に提出する義務がある。我が国は1994年以降過去6回のNCを提出しており、ここに第7回国別報告書（NC7）を提出する。

本報告書の構成は、NCに関するUNFCCC報告ガイドライン（決定4/CP.5, Annex）で規定された報告項目に準拠している。また、SBIの下で検討されているNCに関するUNFCCC報告ガイドライン改訂案を参考にしている。

第1章「温室効果ガスの排出と吸収に関連のある国家の状況」では、温室効果ガス排出・吸収量に影響を与える国内状況について報告する。第2章「温室効果ガス排出量とトレンドの情報」では、気候変動枠組条約第4条及び第12条並びに決定2/CMP.8に基づき毎年報告している日本国温室効果ガスインベントリと整合した我が国における1990～2015年度の温室効果ガス排出量と傾向の情報を報告する。第3章「政策・措置」では、我が国の温室効果ガス排出削減目標達成に向けた政策・措置に関する情報を報告する。第4章「将来予測」では、我が国の2020年度・2030年度の温室効果ガス排出・吸収量の予測値について報告する。第5章「脆弱性の評価、気候変動による影響及び適応措置」では、気候変動により予測される影響と適応に関する活動の概要を報告する。第6章「資金・技術・能力開発支援」では、我が国が途上国の気候変動対策を支援するために提供した資金、技術及び能力開発の支援に関する情報を報告する。第7章「研究及び組織的観測」では、我が国が実施している気候変動に関する研究活動や組織的観測システムに関する情報を報告する。第8章「教育、訓練及び普及啓発」では、我が国で実施されている環境教育・環境学習や、気候変動に関する普及啓発活動、環境NGO等の支援方策等の情報について報告する。

エグゼクティブサマリー

気候変動枠組条約第 4 条および第 12 条、ならびに京都議定書第 7 条 2 に基づく日本の第 7 回国別報告書は、下記の 8 章から構成されている。

第 1 章 温室効果ガスの排出と吸収に関連のある国家の状況

- ✓ 2015 年 10 月 1 日時点における日本の人口は約 1 億 2,700 万人である。今後、我が国は人口減少社会に突入し、2050 年における我が国の人口は 9,800 万人～1 億 1,000 万人程度にまで減少するものと予測されている。
- ✓ 2015 年度現在の日本の国土面積は、世界の陸地の 0.3%にあたる 3,779 万 ha であり、このうち、森林 2,491 万 ha (65.9%)、農地 432 万 ha (11.4%) で約 8 割を占めている。
- ✓ 日本は南北に長い構造を有しており、離島を含む日本全土における最南端は北緯 20 度、最北端は北緯 46 度となっている。このような構造から、日本列島では、亜寒帯気候、温帯気候、亜熱帯気候と様々な気候帯が存在する。
- ✓ 2016 年度における日本の実質国内総生産は 524 兆円であり、一人あたり実質国内総生産は 413 万円となっている。
- ✓ 2015 年度における日本の部門別最終エネルギー消費量は、産業部門（非エネルギー用途を含む）が 43%、民生部門が 32%、運輸部門が 23%となっている。
- ✓ 日本の発電電源構成比は、2010 年度においては LNG 火力が 29.3%、原子力が 28.6%、石炭火力が 25.0%であったが、2011 年に発生した東日本大震災後における国内原子力発電所の稼働停止に伴って大きく変化し、2015 年度の電源構成比は LNG 火力が 43.4%、石炭火力が 30.6%となっている。

第 2 章 温室効果ガス排出量とトレンドの情報

- ✓ 2015 年度の温室効果ガスの総排出量（LULUCF を除く、間接 CO₂ 含む）は 13 億 2,500 万トン（CO₂ 換算）であり、1990 年度の総排出量から 4.0%の増加、2005 年度から 5.3%の減少、前年度から 2.9%の減少となっている。
- ✓ 1990～2015 年度において、CO₂ 排出量（LULUCF を除く、間接 CO₂ 含まない）は 5.9%増加、CH₄ 排出量（LULUCF を除く）は 29.2%減少、N₂O 排出量（LULUCF を除く）は 33.9%減少した。
- ✓ 1990～2015 年（暦年）において、HFCs 排出量は 146.1%増加、PFCs 排出量は 49.4%減少、SF₆ 排出量は 83.5%減少、NF₃ 排出量は 1,651.1%増加した。
- ✓ 2015 年度において、日本の温室効果ガス総排出量の 92.5%を CO₂ 排出量が占めている。CO₂ 排出量の内訳は、燃料の燃焼に伴う排出が 95.1%と最も多く、工業プロセス及び製品の使用分野からの排出（3.8%）、廃棄物分野からの排出（1.0%）がこれに続いている。燃料の燃焼に伴う排出の内訳をみると、エネルギー産業が 41.1%、製造業及び建設業が 27.3%、運輸が 16.7%、その他部門が 10.0%を占めている。1990 年度からの CO₂ 排出量の増加は、発電における固体燃料消費量が増加したこと等による。
- ✓ 京都議定書第 3 条 3 及び 4 活動による 2015 年度の純吸収量は、4,660 万トン（CO₂ 換算）となっている。

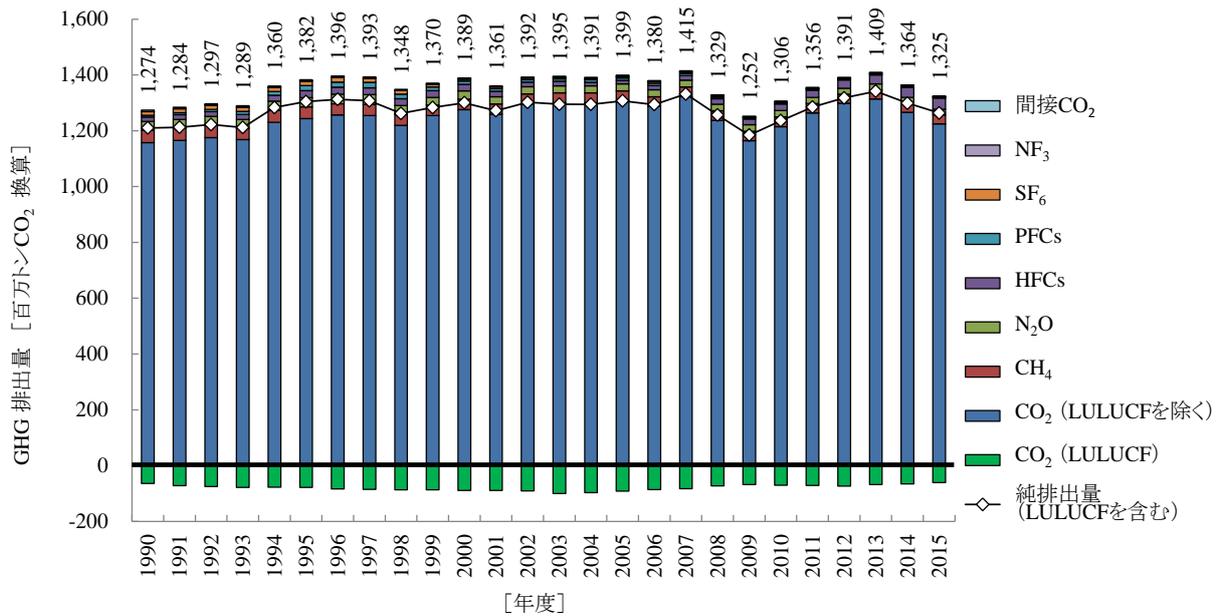


図 ES-1 日本の温室効果ガス排出・吸収量の推移

第3章 政策・措置

(温暖化対策推進の全体枠組み)

- ✓ 我が国の環境の保全に関する基本理念を定め、国の政策の基本的方向を示す基本法である「環境基本法」において、「地球環境保全」の積極的な推進について規定が置かれている。政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、同法第15条第1項に基づき「環境基本計画」を策定しており、同計画においては、環境政策の重点分野の一つとして地球温暖化対策を位置付けている。
- ✓ 地球温暖化対策の推進については、個別法として「地球温暖化対策の推進に関する法律」が定められており、政府は、国、地方公共団体、事業者、国民が一丸となって地球温暖化対策を総合的かつ計画的な推進を図るため、同法第8条第1項及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」に基づき、地球温暖化対策計画を策定している。地球温暖化対策計画は、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画であり、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載している。

(地球温暖化対策の基本的考え方)

- ✓ 環境・経済・社会の統合的向上： 我が国の経済活性化、雇用創出、地域が抱える問題の解決にもつながるよう、地域資源、技術革新、創意工夫をいかし、環境、経済、社会の統合的な向上に資するような施策の推進を図る。
- ✓ 「自国が決定する貢献」に掲げられた対策の着実な実行： 自主的手法、規制的手法、経済的手法、情報的手法など多様な政策手段を、その特徴を踏まえ、有効に活用しつつ、着実に施策を実行していく。
- ✓ パリ協定への対応： パリ協定の実施に向けて必要な準備を進め、また、パリ協定に規定された目標の5年ごとの提出・更新のサイクル、目標の実施・達成における進捗に関する報告・レビューへの着実な対応を行う。
- ✓ 研究開発の強化と優れた低炭素技術の普及等による世界の温室効果ガス削減への貢献： 地球温暖化対策と経済成長を両立させる鍵は、革新的技術の開発である。「エネルギー・環境イノベーション戦略」に基づき、有望分野に関する革新的技術の研究開発を強化していく。加えて、二国

間クレジット制度（JCM：Joint Crediting Mechanism）等を通じて、優れた低炭素技術等の普及や地球温暖化緩和活動の実施を推進する。

- ✓ 全ての主体の意識の改革、行動の喚起、連携の強化： 深刻さを増す地球温暖化問題に関する知見や、削減目標の達成のために格段の努力を必要とする具体的な行動、及び一人一人が何をすべきかについての情報を、なるべく目に見える形で伝わるよう、積極的に提供・共有し、それらを伝え実践する人材の育成、広報普及活動を行い、国民各界各層における意識の改革と行動の喚起につなげる。また、地球温暖化対策の進捗状況に関する情報を積極的に提供・共有することを通じて各主体の対策・施策への積極的な参加や各主体間の連携の強化を促進する。
- ✓ 評価・見直しプロセス（PDCA）の重視： 地球温暖化対策計画の実効性を常に把握し確実にするため、本計画策定後、毎年、各対策について政府が講じた施策の進捗状況等について、対策評価指標等を用いつつ厳格に点検し、必要に応じ、機動的に本計画を見直す。

（エネルギー起源二酸化炭素に関する政策・措置）

- ✓ 「エネルギー革新戦略」等を通じた、徹底した省エネルギー、国民負担の抑制と両立した再生可能エネルギーの最大限の導入、火力発電の高効率化や、安全性が確認された原子力発電の活用、産業分野等における天然ガスシフト等各部門における燃料の多様化等により、エネルギーミックスの実現に努める。また、国民各界各層が一丸となって地球温暖化対策に取り組むため、国民運動を強化し、国民一人一人の意識の変革を促すとともに、国民による積極的な低炭素型製品・サービス・行動などの賢い選択を促すなど、低炭素社会にふさわしいライフスタイルへの変革を進める。加えて、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築など、国、地方公共団体、事業者、国民といった全ての主体が参加・連携して多様な低炭素型の都市・地域づくりに努める。
- ✓ 産業部門においては、低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証による産業界における自主的取組の推進や、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進、徹底的なエネルギー管理の実施、業種間連携省エネの取組推進といった取組を進める。
- ✓ 業務その他部門においては、産業界における自主的取組の推進や、新築建築物における省エネルギー基準適合義務化の推進等を通じた建築物の省エネ化、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進、徹底的なエネルギー管理の実施、エネルギーの面的利用の拡大等の取組を進める。
- ✓ 家庭部門においては、省エネルギー・低炭素型の製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す「COOL CHOICE」の推進等を通じた国民運動の展開や、新築住宅における省エネ基準適合の推進等を通じた住宅の省エネ化、省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進、徹底的なエネルギー管理の実施等の取組を進める。
- ✓ 運輸部門においては、産業界における自主的取組の推進、自動車単体対策、二酸化炭素の排出抑制に資する道路交通流対策、環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化、公共交通機関及び自転車の利用促進、鉄道、船舶、航空機の省エネ・低炭素化、トラック輸送の効率化や共同輸配送の推進等を通じた低炭素物流の推進等の取組を進める。
- ✓ エネルギー転換部門においては、産業界における自主的取組の推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、電力分野の二酸化炭素排出原単位の低減、石油製品製造分野における省エネルギー対策の推進等の取組を進める。

（エネルギー起源二酸化炭素以外のガスに関する政策・措置）

- ✓ 非エネルギー起源二酸化炭素については、混合セメントの利用拡大や、バイオマスプラスチック類の普及、廃棄物焼却量の削減等の取組を進める。
- ✓ メタン（CH₄）については、有機物管理の方法を地域の実情を踏まえ「稲わらすき込み」から「堆肥施用」に転換すること等により稲作（水田）に伴い発生するCH₄排出量の抑制を図る農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策や、廃棄物最終処分量の削減、廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用といった取組を進める。
- ✓ 一酸化二窒素（N₂O）については、施肥量の低減、分施、緩効性肥料の利用によりN₂O排出量の

抑制を図る農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策や、下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化、一般廃棄物焼却量の削減といった取組を進める。

- ✓ 代替フロン等4ガス（HFCs、PFCs、SF₆、NF₃）については、フロン類の実質的フェーズダウン、フロン類使用製品のノンフロン・低GWP化促進、業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止、冷凍空調機器からのフロン類の回収・適正処理等の取組を進める。

（温室効果ガス吸収源に関する政策・措置）

- ✓ 森林吸収源については、森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と林産物の供給及び利用に関する目標の達成に向けた適切な森林整備・保全などの取組を通じ、森林吸収量の目標（2020年度：約3,800万t-CO₂以上、2030年度：約2,780万t-CO₂）の達成を図る。そのため、分野横断的な施策も含め、分野横断的な施策も含め、地方公共団体、森林所有者、林業・木材産業関係事業者、国民など各主体の協力を得つつ、総合的に取り組む。具体的には、「健全な森林の整備」、「保安林等の適切な管理・保全等の推進」、「効率的かつ安定的な林業経営の育成」、「国民参加の森林づくり等の推進」、「木材及び木質バイオマス利用の推進」といった取組を実施する。
- ✓ 農地土壌吸収源については、我が国の農地及び草地土壌における炭素貯留は、土壌への堆肥や緑肥などの有機物の継続的な施用等により増大することが確認されていることから、堆肥や緑肥などの有機物の施用による土作りを推進する。
- ✓ また、都市緑化の推進のため、国及び地方公共団体における緑の保全、創出に係る総合的な計画に基づき、都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等における緑化、建築物の屋上などの新たな緑化空間の創出を積極的に推進する。

（分野横断的な施策）

- ✓ 目標達成のための分野横断的な施策として、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセット等に活用できるクレジットを認証するJ-クレジット制度の推進、国民運動の展開、低炭素型の都市・地域構造及び社会経済システムの形成を実施する。
- ✓ その他の関連する分野横断的な施策として、水素社会の実現、温室効果ガス排出抑制等指針に基づく取組、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の実施、事業活動における環境への配慮の促進、二国間クレジット制度（JCM）の推進、税制のグリーン化に向けた対応及び地球温暖化対策税の有効活用、民間投資を温室効果ガス削減対策に呼び込むための支援策の展開等による金融のグリーン化、国内排出量取引制度の検討等を行う。

第4章 将来予測

（概要）

- ✓ 二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）について、温室効果ガス別・部門別に、2020年度及び2030年度における排出・吸収量の将来見通しを推計している。
- ✓ 2020年度における「対策ありシナリオ」の温室効果ガス総排出量は約13億9,900万トン（CO₂換算）と予測され、基準年である2005年度（13億9,700万トン）と比較すると、+0.2%の水準となるが、さらなる排出削減の対策や、吸収源の活用を総合的に進めていくことで3.8%減以上の水準にすることを目指す。
- ✓ 2030年度における「対策ありシナリオ」の温室効果ガス総排出量は約10億7,900万トン（CO₂換算）と予測され、基準年である2013年度及び2005年度と比較すると、それぞれ-23.4%、-22.7%の水準となる。これに2030年度における吸収量（森林吸収源（約2,780万t-CO₂）、農地土壌吸収源（約790万t-CO₂）、都市緑化からの吸収量（約120万t-CO₂））の見通しを考慮すると、我が国の「自国が決定する貢献」で示した2013年度比及び2005年度比でそれぞれ-26.0%、-25.4%となる。

表 ES-1 「対策あり」シナリオにおける温室効果ガス排出・吸収量予測結果

	温室効果ガス排出・吸収量								温室効果ガス排出量の予測値	
	(kt CO ₂ eq)								(kt CO ₂ eq)	
	基準年 (2005)	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2030	
セクター										
エネルギー	1,009,693.34	887,029.05	927,209.22	956,559.13	1,011,324.63	947,165.71	967,837.99	1,053,578.32	784,200.00	
運輸	235,977.66	204,245.55	244,866.29	253,322.94	235,791.69	217,696.14	206,810.43	194,840.61	165,500.00	
産業/工業プロセス	84,728.60	110,451.48	136,418.29	108,173.62	86,721.16	80,158.47	93,020.28	93,001.43	74,800.00	
農業	40,015.02	37,635.95	37,158.50	35,322.91	35,227.10	35,885.72	33,666.91	38,723.08	37,500.00	
森林/LULUCF	-89,643.58	-63,455.06	-77,779.64	-88,809.20	-91,547.81	-70,091.39	-60,939.88	-36,404.03	-25,900.00	
廃棄物管理/廃棄物	26,095.94	28,897.43	32,166.79	31,668.20	26,666.91	22,796.30	21,232.21	19,321.96	17,300.00	
ガス										
LULUCF分野からのCO ₂ を含むCO ₂ 排出量	1,214,416.17	1,157,164.51	1,243,848.87	1,275,777.13	1,307,693.19	1,215,010.75	1,225,239.49	1,261,710.51	971,600.00	
LULUCF分野からのCO ₂ を含まないCO ₂ 排出量	1,304,375.96	1,093,427.39	1,165,799.19	1,186,712.02	1,215,898.89	1,144,690.19	1,164,070.04	1,298,375.21	997,800.00	
LULUCF分野からのCH ₄ を含むCH ₄ 排出量	39,029.18	44,223.07	41,637.89	37,666.02	35,279.25	34,855.00	31,294.94	33,988.76	31,700.00	
LULUCF分野からのCH ₄ を含まないCH ₄ 排出量	38,962.32	44,296.05	41,707.78	37,732.72	35,346.11	34,914.69	31,354.31	33,932.91	31,600.00	
LULUCF分野からのN ₂ Oを含むN ₂ O排出量	25,760.31	31,517.58	32,860.59	29,561.41	24,829.11	22,318.20	20,829.59	21,762.11	21,300.00	
LULUCF分野からのN ₂ Oを含まないN ₂ O排出量	25,510.95	31,726.66	33,060.74	29,750.62	25,008.76	22,487.68	20,999.79	21,557.28	21,100.00	
HFCs	12,724.24	15,932.31	25,213.19	22,852.00	12,781.83	23,305.23	39,202.80	38,300.00	21,600.00	
PFCs	8,623.35	6,539.30	17,609.92	11,873.11	8,623.35	4,249.54	3,308.10	4,000.00	4,200.00	
SF ₆	5,063.86	12,850.07	16,447.52	7,031.36	5,053.01	2,423.87	2,121.86	2,400.00	2,700.00	
NF ₃	1,249.87	32.61	201.09	285.77	1,471.75	1,539.74	571.03	1,000.00	500.00	
合計 (LULUCFを含む)	1,306,866.97	1,268,259.45	1,377,819.08	1,385,046.80	1,395,731.50	1,303,702.34	1,322,567.82	1,363,061.37	1,054,000.00	
合計 (LULUCFを含まない)	1,396,510.56	1,204,804.39	1,300,039.44	1,296,237.60	1,304,183.69	1,233,610.94	1,261,627.94	1,399,465.40	1,079,000.00	

(ガス別の予測結果)

- ✓ エネルギー起源 CO₂については、2020 年度の予測値は、運輸部門において大幅な削減を見込んでいるが、産業部門や業務その他部門は経済活動の活発化などにより排出量が増加する見込みであり、2005 年度比 0.4% 増 (約 12 億 2,400 万 t-CO₂) となっている。他方、2015 年度の排出実績は、2005 年度比▲5.7% の水準 (約 11 億 4,900 万 t-CO₂) となっており、特に、産業部門、運輸部門、エネルギー転換部門における削減が大きく寄与している。2030 年度については、業務その他部門、家庭部門、エネルギー転換部門及び運輸部門で大幅な削減を見込んでおり、2013 年度比▲25.0% (約 9 億 2,700 万 t-CO₂) と予測されている。
- ✓ 非エネルギー起源 CO₂については、2020 年度に 2005 年度比▲13.0% の水準 (約 7,430 万 t-CO₂)、2030 年度に 2013 年度比▲6.7% (2005 年度比▲17.0%) の水準 (約 7,080 万 t-CO₂) と予測されている。2020 年度は、工業プロセス及び製品の使用分野での削減率が最も大きく、次いで廃棄物分野が続いている (「その他」を除く)。2030 年度では、逆に、廃棄物分野での削減率が最も大きく、工業プロセス及び製品の使用分野がそれに続いている。
- ✓ メタン (CH₄) については、2020 年度に 2005 年度比▲12.9% の水準 (約 3,390 万 t-CO₂)、2030 年度に 2013 年度比▲12.3% (2005 年度比▲18.8%) の水準 (約 3,160 万 t-CO₂) と予測されている。2020 年度・2030 年度とも、廃棄物分野での削減率が最も大きく、次いで燃料からの漏出分野が続いている。
- ✓ 一酸化二窒素 (N₂O) については、2020 年度に 2005 年度比▲15.5% の水準 (約 2,160 万 t-CO₂)、2030 年度に 2013 年度比▲6.1% (2005 年度比▲17.4%) の水準 (約 2,110 万 t-CO₂) と予測されている。2020 年度は、工業プロセス及び製品の使用分野での削減率が最も大きく、次いで廃棄物分野が続いている。2030 年度では、廃棄物分野での削減率が最も大きく、燃料の燃焼分野がそれに続いている。
- ✓ 代替フロン等 4 ガス (HFCs、PFCs、SF₆、NF₃) については、2020 年 (暦年) に 2005 年の水準から +64.6% の水準 (約 4,560 万 t-CO₂)、2030 年 (暦年) に 2013 年比▲25.1% (2005 年比 +4.5%) の水準 (約 2,890 万 t-CO₂) と予測されている。冷凍・空調機器等の冷媒がオゾン層破壊物質であるハイドロクロロフルオロカーボン類 (HCFCs) から HFCs に代替されていることに伴い、今後排出量が増加すると見込まれている。HFCs 排出量は 2020 年に 2005 年の 3 倍程度まで増える見込みであるが、2015 年度の実績排出量よりは下回ると推計されている。2030 年にはノンフロン・

低 GWP 化や漏洩防止などの対策により、HFCs 排出量は 2013 年比▲32.1%まで減少する見込みである。

(分野別の予測結果)

- ✓ エネルギー分野については、2020 年度に 2005 年度比+0.2%の水準(約 12 億 4,840 万 t-CO₂)、2030 年度に 2013 年度比▲24.6% (2005 年度比▲23.8%) の水準 (約 9 億 4,970 万 t-CO₂) と予測されている。
- ✓ 工業プロセス及び製品の使用分野については、2020 年度に 2005 年度比+9.8%の水準 (約 9,300 万 t-CO₂)、2030 年度に 2013 年度比▲14.0% (2005 年度比▲11.7%) の水準 (約 7,480 万 t-CO₂) と予測されている。2020 年度の増加の主な要因は、オゾン層破壊物質である HCFCs から HFCs への代替に伴い、冷媒分野において排出量が増加すること、2030 年度の主な減少要因は、冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止、廃棄時等のフロン類の回収の促進、及びノンフロン化や低 GWP 化の推進により冷媒分野からの排出量が減少することである。
- ✓ 農業分野については、2020 年度に 2005 年度比▲3.2%の水準(約 3,870 万 t-CO₂)、2030 年度に 2013 年度比▲5.1% (2005 年度比▲6.3%) の水準 (約 3,750 万 t-CO₂) と予測されている。2020 年度・2030 年度の排出量の減少は、削減対策の実施が主な要因である。
- ✓ LULUCF 分野の純吸収量予測値は、2020 年度に約 3,640 万 t-CO₂、2030 年度に約 2,590 万 t-CO₂ と予測されている。LULUCF 分野は森林、農地、草地、湿地、開発地、その他の土地における炭素ストック変化に起因する CO₂ 排出及び吸収並びに非 CO₂ 排出が対象で、森林が主要な吸収源となっている。
- ✓ 廃棄物分野については、2020 年度に 2005 年度比▲26.0%の水準 (約 1,930 万 t-CO₂)、2030 年度に 2013 年度比▲20.7% (2005 年度比▲33.7%) の水準 (約 1,730 万 t-CO₂) と予測されている。2020 年度・2030 年度の排出量の減少は、人口の減少及び 3R の進展による廃棄物焼却量・最終処分量・排水処理量の削減、ならびにバイオマスプラスチックの導入によるプラスチック焼却時の CO₂ 排出量の削減が主な要因となっている。

第 5 章 脆弱性の評価、気候変動による影響及び適応措置

(気候変動の観測結果と将来予測)

- ✓ 日本においては、中央環境審議会が気候変動による影響を整理・評価したものを、「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について (気候変動影響評価報告書)」として平成 27 年 3 月に取りまとめた。
- ✓ 観測された気象の変動として、日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、1898~2016 年における上昇率は 100 年あたり 1.19°C である。年降水量は、1898~2016 年の期間では長期的な変化傾向は見られないが、統計開始から 1920 年代半ばまでと 1950 年代に多雨期がみられ、1970 年代以降は年ごとの変動が大きくなっている。なお、日降水量 100mm 以上の日数は 1901~2016 年の 116 年間で増加している。また、日本近海における、2016 年までのおよそ 100 年間にわたる海域平均海面水温 (年平均) の上昇率は、+1.09°C/100 年となっており、北太平洋全体で平均した海面水温の上昇率 (+0.50°C/100 年) よりも大きな値となっている。一方で、1951~2016 年の期間において、台風の発生数は、1990 年代後半以降はそれ以前に比べて発生数が少ない年が多くなっているものの、長期変化傾向は見られない。
- ✓ 将来における気温の変化では、温室効果ガスの排出量が多いほど、気温が上昇する。年降水量の変化に関しては、全国平均及び地域ごとのいずれにおいても、シナリオの違いによる傾向が不明瞭で、ケースによって 20 世紀末と比較して増加する場合も減少する場合もある。なお、大雨や短時間強雨の発生頻度、および無降水日数 (日降水量 1.0mm 未満の日数) は、20 世紀末と比較して増加するものと予測されている。また、日本近海の海面水温は、長期的に上昇し、その長期変化傾向は日本南方海域よりも日本海で大きいと予測される。他にも強い台風の発生数、台風の最大強度、最大強度時の降水強度は現在と比較して増加する傾向があると予測されている。

(気候変動の影響評価)

- ✓ 気候変動影響評価報告書において、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7つの分野に関し、科学的知見に基づく専門家判断（エキスパート・ジャッジ）により、「重大性」「緊急性」「確信度」の3つについて評価している。
- ✓ 同報告書では、我が国で、気温の上昇や大雨の頻度の増加、降水日数の減少、海面水温の上昇等が現れており、高温による農作物の品質低下、動植物の分布域の変化など、気候変動の影響がすでに顕在化していることが示された。
- ✓ また、将来は、さらなる気温の上昇や大雨の頻度の増加、降水日数の減少、海面水温の上昇に加え、大雨による降水量の増加、台風の最大強度の増加、海面の上昇等が生じ、農業、林業、水産業、水環境、水資源、自然生態系、自然災害、健康などの様々な面で多様な影響が生じる可能性があることが明らかとされた。

(適応の基本的施策)

- ✓ 気候変動による様々な影響に対し、政府全体として、全体で整合のとれた取組を計画的かつ総合的に推進するため、目指すべき社会の姿等の基本的な方針、基本的な進め方、分野別施策の基本的方向、基盤的・国際的施策を定めた、政府として初の気候変動の影響への適応計画を平成 27 年 11 月に閣議決定した。本計画においては、いかなる気候変動の影響が生じようとも、気候変動の影響への適応策の推進を通じて社会システムや自然システムを調整することにより、当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会を構築することを目指している。
- ✓ 適応計画においては、「農業、森林・林業、水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7つの分野において、適応の基本的施策を定めている。

(適応行動の進捗と成果)

- ✓ 適応施策の進捗状況の把握方法を検討するため、まずは 2016 年度に実施した施策について試行的なフォローアップを実施した。2017 年 10 月、適応計画の策定後「気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議」において、その結果を「気候変動の影響への適応計画の試行的フォローアップ報告書」として取りまとめた。
- ✓ 試行的なフォローアップは、適応計画の7分野（農業、森林・林業、水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活）と基盤的取組について、全施策を 56 施策群に分類し、各府省庁においてそれぞれの施策群の個票を作成することで、2016 年度に実施した全施策の進捗状況を把握した。56 の施策群のうち、38 の施策群において指標が設定（ただし、当該施策群のうち一部の取組・事業についてのみ指標が設定されている場合もある。）され、うち 36 施策群については定量的な指標が、13 施策群については定性的な指標が設定された。
- ✓ フォローアップ報告書の策定・公表は、各府省庁において適応計画の施策の進捗状況を自ら把握し、必要に応じて施策の見直しに活用していく機会にするとともに、国民に情報提供をする上で有効に機能するものと考えられる。このため、今後も引き続き、連絡会議において同様の方法で適応計画のフォローアップを毎年行い、年度単位で施策の進捗状況を把握・公表していくこととする。

第 6 章 資金・技術・能力開発支援

(資金)

- ✓ 日本は、温室効果ガス排出削減等の気候変動対策に取り組む途上国及び気候変動の影響に対して

脆弱な途上国を対象として、様々な支援プロジェクトを実施してきた。

- ✓ 2015年 COP21 に際して、「美しい星への行動 2.0」(ACE2.0)を発表し、日本は2020年に官民あわせて年間約1.3兆円の途上国における気候変動対策事業の実施を行うことを表明した。引き続き、2020年までに官民合わせて年間1,000億ドルの資金動員を行うという長期資金に関する先進国のコミットメントを達成するために、できる限りの貢献を行っている。
- ✓ 2015年7月には第7回太平洋・島サミット「気候変動・開発フォーラム」を開催し、気候変動の影響に脆弱な太平洋島嶼国における気候変動資金の効果的な活用に関して意見交換を行った。さらに、2017年には脱炭素社会及び気候変動に強靱な社会への転換に向けて、日本の途上国支援に向けたビジョンと具体的な取組を示した、「日本の気候変動対策支援イニシアティブ 2017」を発表した。
- ✓ これらの取組を通じて、日本が2015年から2016年の2年間で行った気候変動分野の途上国支援は、約233億ドル（そのうち公的資金は約195億ドル、民間資金は約38億ドル）に達している。また、緑の気候基金（GCF）について、日本は、2014年11月のG20サミットにおいて、15億ドル拠出することを発表した。2015年には「緑の気候変動への拠出及びこれに伴う措置に関する法律」が成立し、GCF事務局との間で15億ドル（約1,540億円）を拠出するための取決めに署名し、これによりGCFは稼働することとなった。

（技術開発及び移転）

- ✓ イノベーションにより世界全体の大幅削減に貢献していくため、2016年4月に策定した「エネルギー・環境イノベーション戦略」に基づき、長期的な視点に立って削減ポテンシャル・インパクトの大きい革新技术の開発を促進していく。例えば、水素等エネルギーキャリアの製造・輸送/貯蔵・利用、窒化ガリウム（GaN）等を用いた次世代パワーエレクトロニクス、CO₂の回収・貯留（CCS）や有効利用（CCU）について研究開発、実証やモデル事業等を進める。
- ✓ また、世界の学界・産業界・政府関係者間の議論と協力を促進するための国際的なプラットフォームである「Innovation for Cool Earth Forum (ICEF)」を通じ、イノベーションの加速化を推進する。さらに、優れた低炭素技術を途上国の特性等に応じ抜本的に再構築するためのイノベーションを創出するための実証事業を推進していくとともに、日本の産業界が主導する途上国への企業ミッション派遣を通じたシーズとニーズの合致によるコ・イノベーション案件を創出することによって、両国の民間企業及び自治体の連携を加速させる。また、途上国への革新技术の普及や効果等を共有することにより、更なるイノベーションを促進する。
- ✓ 技術普及については、17か国とパートナーシップを構築し、100件以上のプロジェクト実績がある二国間クレジット制度（JCM）を通じ、官民が連携して優れた低炭素技術の普及を促進する。また、環境インフラの一つの分野である廃棄物発電の導入と廃棄物管理に関する制度導入のパッケージ化による支援や、民間企業によるIoTを活用した既存インフラの効率化と運転・維持管理（O&M）を通じた排出削減とその効果の見える化の支援を実施していく。加えて、大規模プロジェクトの実施や低炭素技術の大量普及に向けてJICA、JBIC等の公的ファイナンスとの連携を強化するとともに、GCFへのアクセス向上を図るための能力開発や案件形成に向けた実現可能性調査等を行う。この他、農業分野の温室効果ガスに関するグローバルリサーチアライアンス（GRA）の議長国として、低炭素型の灌漑技術の改良や途上国での普及促進を行う。その他、フロン類の排出抑制についても、我が国の知見を踏まえた支援を行い、途上国における取組の重要性に関する理解の促進を図る。

（能力開発）

- ✓ 途上国における気候変動対策と持続可能な開発を進めるため、我が国の優れた技術・ノウハウを活用しつつ、途上国の課題・ニーズを踏まえながら協働し、イノベーションを起こしていく“Co-innovation（コ・イノベーション）”を推進し、世界全体の温室効果ガスの排出削減に貢献していく。我が国と途上国が連携してコ・イノベーションを創出していくために、民間企業や自治体を巻き込みつつ、各国のニーズと我が国の民間企業及び自治体が有する技術・ノウハウのシー

ズを擦り合わせてソリューションを見出す具体的なプロジェクトの形成を推進する。

- ✓ さらに、それらのニーズとシーズの“見える化”によってさらなるコ・イノベーションの機会を創出していくためには、途上国において制度面での体制構築や能力開発等の基盤整備を通じて、民間企業や自治体の気候変動対策の機運を強化していくことが重要であることから、今般、「コ・イノベーションのための透明性パートナーシップ（通称：見える化パートナーシップ）」を設立した。
- ✓ こうした取組に当たっては、国内の関係省庁、関係機関、企業、自治体等、幅広い主体が緊密に協力するとともに、国際機関や NDC パートナーシップ等国際的なイニシアティブとの連携を強化していく。

第 7 章 研究及び組織的観測

（概要）

- ✓ 地球温暖化対策についての枠組を定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律（1998 年法律第 117 号）」に基づく計画である、「京都議定書目標達成計画（2005 年 4 月策定、2008 年 3 月全部改定）」では、「気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化」に関する項目が設けられ、基盤的施策として統合的な観測・監視体制を強化していくこととしている。
- ✓ また、2015 年 11 月に閣議決定された「気候変動の影響への適応計画」では、基本的な方針の中で、観測・監視及び予測・評価の継続的实施、並びに調査・研究の推進によって、継続的に科学的知見の充実を図ることとしている。さらに、2016 年 5 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」においては、地球温暖化対策・施策の基盤的施策として、気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化を図ることとしている。
- ✓ 地球環境問題に関する研究・観測及び技術開発については、1990 年より地球環境保全に関する各種調査研究を総合的に推進するために「地球環境研究総合推進費（現：環境研究総合推進費）」制度を設け、学際的・国際的な地球環境研究を広く産学民官から提案を募り実施している。また、2001 年 4 月より、中長期的視点による温暖化研究を強化するために、「地球環境保全試験研究費」制度を設けている。

（研究）

- ✓ 第 5 期科学技術基本計画の 4 本柱の一つである「経済・社会的課題への対応」の中で設定された、「エネルギーの安定的確保とエネルギー利用の効率化」、「地球規模の気候変動への対応」、「生物多様性への対応」等の重要政策課題について、課題解決に向けた科学技術イノベーションの取組を推進する。
- ✓ 上記「地球規模の気候変動への対応」の一環として、地球環境の情報をビッグデータとして捉え、気候変動に起因する経済・社会的課題の解決のために、「地球環境情報プラットフォーム」の構築に取り組む。
- ✓ 総合科学技術・イノベーション会議で策定された「エネルギー・環境イノベーション戦略」において、CO₂削減ポテンシャル・インパクトが大きく有望であると特定された革新技术に関して、技術課題を抽出し、中長期的に開発を推進する。
- ✓ 世界気候研究計画（WCRP）、Future Earth 等の国際的な地球環境研究計画に参加・連携し、適切な分担を踏まえた調査研究を行うとともに、外国の研究機関等との共同研究等を推進する。
- ✓ アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）を通じて、アジア太平洋地域における地球変動研究を当該地域の研究者及び政府関係者と協力しつつ推進する等、当該地域における研究ネットワークの充実を図る。
- ✓ 気候変動及び地球温暖化対策のための政策決定に資するよう、人間・社会的側面からみた地球環境問題に関する研究、自然科学及び社会科学を統合した学際的研究並びに社会・経済システムに関する研究を積極的に推進する。

(組織的観測)

- ✓ 気候変動の観測・監視にあたっては、「科学技術基本計画」及び「地球観測の推進戦略」を踏まえ、「今後 10 年の我が国の地球観測の実施方針」のもと、その総合的な推進を図る。その際、全球地球観測システム (GEOSS) 構築への貢献を念頭に、その方法等について国際的な観測・監視計画との整合性を図るとともに、我が国を代表して GEOSS に接続している「データ統合・解析システム (DIAS)」を活用するなど、観測・監視実施機関は相互にその成果を交換し、効果的にデータ活用が図れるように配慮する。
- ✓ 全球気候観測システム (GCOS)、全球大気監視 (GAW) 計画、全球海洋観測システム (GOOS)、世界気象機関 (WMO) / ユネスコ政府間海洋学委員会 (IOC) 合同海洋・海上気象専門委員会 (JCOMM)、地球環境モニタリングシステム (GEMS) 等の下で実施されている国際的観測・監視計画に参加・連携して適切な分担を踏まえた広域的な観測・監視を行い、全球地球観測システム (GEOSS) 構築に貢献するとともに、APN 等を通じ、アジア太平洋地域における観測・監視の円滑な実施を図る。
- ✓ 人工衛星による地球観測については、「宇宙基本計画」に沿って、世界的規模での調整によって有効に進めることが重要であることから、地球観測衛星委員会 (CEOS) 等の活動に積極的に参加するとともに、これらと十分整合性を図った衛星の開発、打上げ、運用等を推進する。また、全球地球観測システム (GEOSS) を通じて、国際組織、国際研究計画等との緊密な連携を図り、人工衛星、航空機、船舶及び地上の観測を統合した全球の地球観測を推進する。

第 8 章 教育、訓練及び普及啓発

(概要)

- ✓ 近年の二酸化炭素排出量を部門別に見ると、国民のライフスタイルに密接に関連する家庭部門で増加傾向が顕著である。地球温暖化防止のためには、国民一人ひとりが大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを改め、省資源・省エネルギーやリサイクルなどに取り組むとともに、再生可能エネルギーの利用について考えていくことが重要となっている。このため、家庭教育、学校教育、社会教育等教育の場を通し、地球温暖化問題やそれに密接に関係するエネルギー問題について学習する機会を提供する。また、マスメディアによる広報、パンフレットの配布、シンポジウムの開催等を通じ、普及啓発活動を進める。さらに、国民的取組のリーダーあるいはアドバイザー的な役割が期待される環境 NGO 等に対し、支援を強化する。
- ✓ 深刻さを増す地球温暖化問題に関する知見や温室効果ガス削減のために格段の努力を必要とする具体的な行動、及び一人ひとりが何をすべきかについての情報を、なるべく目に見える形で伝わるよう、積極的に提供・共有し、広報普及活動を行い、家庭や企業における意識の改革と行動の喚起につなげる。

(環境教育・環境学習の推進)

- ✓ 2011 年 6 月に成立した「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、国が環境教育等の推進に関する基本方針を定め、国民、民間団体等が自ら進んで環境保全活動等の取組を行うよう、環境教育に関する総合的な施策の推進を図っている。また、持続可能な開発に関する教育 (ESD) についても、国が関係省庁連絡会議を設置し、施策の積極的な推進を図っている。また、「国連 ESD の 10 年」(2005~2014) の後継プログラムである「ESD に関するグローバル・アクション・プログラム」(以下「GAP」という。)についても、2016 年 3 月に国内における実施計画を定め、その計画的な実施に努めている。

(地球温暖化に関する普及啓発活動)

- ✓ 多様な手法による適切な情報提供を通じて国民の意識に強く働きかけることにより、国民一人ひとりの自主的な行動に結びつけていく。その際、最新の科学的知識の提供による健全な危機感の醸成や、何をすることが、あるいは何を購入することが温室効果ガスの排出抑制や吸収源対策の

促進につながるのかという具体的な行動に関する情報提供・普及啓発に取り組む。

(環境 NGO 等の支援)

- ✓ 地球温暖化防止に取り組むに当たっては、環境 NGO 等の民間団体の活発な活動、健全な発展が欠かせない。また、環境 NGO 等の団体には、地球温暖化防止に対する国民的取組のリーダーあるいはアドバイザー的な役割も期待される。しかし、そのような団体の中には、資金不足で十分に活動できない団体も多く、従来より、国あるいは地方公共団体等が財政的な支援等を行っている。今後とも、環境 NGO 等の団体に対し、その活動の趣旨を歪めない範囲で、支援を強化していくこととしている。

